

緊急事態宣言発出に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月9日（土曜日）から2月7日（日曜日）まで、野球場、テニスコート、多目的広場（器具等を置いての専有利用）、壁打ちコート、3 on 3 バスケットコート、シャワー、更衣室の利用を停止しています。

※壁打ちコートも利用を停止します。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和3年 1月8日 大磯運動公園